

雇用調整方針について

不良債権問題の解決に向けた取組に伴い、離職者の発生、出向等の雇用調整を行わざるを得ない事業主の方に、雇用調整の見通しとその対象者を明らかにした「雇用調整方針」を作成の上、公共職業安定所（ハローワーク）に届出を行っていただいた場合に、離職者に対する早期再就職のための支援を実施します。

雇用調整方針を届け出ることのできる事業主は、以下のとおりです。

- 1 主要行若しくは中小・地域金融機関からの融資割合が20%以上の事業主又はメインバンクが主要行若しくは中小・地域金融機関である事業主であって、不良債権処理の影響を受け、雇用調整を行わざるを得ない事業主（一般型）

具体的な不良債権処理の例

- 破産 清算 会社整理 会社更生 民事再生等の法的整理の対象となっており、又は、債務超過の状況にあり、取引金融機関から貸し出し条件を厳しくされたり、運転資金等の融資を断られた事業主
- 取引金融機関から(株)整理回収機構(RCC)への債権譲渡の対象となっている事業主
- (株)産業再生機構により関係金融機関等の債権の買取決定が行われた事業主
- 取引金融機関から、経営合理化計画の作成を前提として、債権放棄等を受けた事業主

「取引金融機関」とは、次のいずれかをいいます。

- ・融資割合が20%以上の主要行又は中小・地域金融機関
- ・メインバンクである主要行又は中小・地域金融機関

- 2 上記1の事業所の影響により、雇用調整を行わざるを得ない事業主（関連型）

1 - (法的整理の場合に限る)の場合

イ 方針作成事業主

30億円以上の負債(総額)による法的整理であり、50以上の取引事業者が存在

ロ 関連事業主(次のいずれかに該当)

(イ) イの事業主との取引割合が20%以上

(ロ) イに該当する事業主の商法上の子会社であり、イに該当する事業主の不良債権処理に伴う雇用調整を行うことが明らかなもの

1 - (法的整理の場合を除く) ~ の場合

イ 方針作成事業主

売上高等が6か月以上の期間で10%以上減少(前年同期比)することが見込まれる事業活動の制限を行う

ロ 関連事業主(次のいずれにも該当)

(イ) 次のいずれかに該当

a イの事業主との取引割合が20%以上

b イに該当する事業主の商法上の子会社であり、イに該当する事業主の不良債権処理に伴う雇用調整を行うことが明らかなもの

c イに該当する事業主が1 - の場合、(株)産業再生機構がイに該当する事業主の事業再生計画に基づく支援対象としたもの

(ロ) 方針届出日以後の3か月間の売上高等が10%以上減少(前年同期比)することが見込まれる